

# 定 款

一般社団法人ドリームモンキーズ

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ドリームモンキーズと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、スポーツを通じて子どもたちの健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、高齢者の健康増進、競技力の向上を目指すことで、スポーツ文化の創造、振興と地域社会の活性化を目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

1. スポーツクラブ、スポーツチーム、スポーツスクール等の運営事業
2. スポーツ教室、大会、イベントの開催事業
3. スポーツ指導者の育成事業
4. スポーツ施設の管理運営事業
5. スポーツ施設の開発整備事業
6. スポーツに関する情報提供サービス
7. スポーツを通じた国際交流
8. スポーツ用品の販売事業
9. スポーツに関する知的財産の管理事業
10. スポーツに関する広報活動事業
11. 全各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社  
の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務  
を負う。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法  
人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反す  
る行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由がある  
ときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とい  
う。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することが  
できる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。

1. 退社したとき。

2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 1年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第20条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第21条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定し、代表理事をもって理事長とする。

(理事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4年1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第25条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第26条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第27条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、兵庫県に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大阪市城東区鳴野西一丁目2番24号ターメリックスクエア601

桑原寛

兵庫県加古川市西神吉町岸154番地の1グランシティ加古川401号

水上瑞代

兵庫県姫路市阿保乙327番地4ウェルファスト3-103

藤井壮大

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 桑原寛

設立時理事 水上瑞代

設立時理事 藤井壮大

(設立時の代表理事)

第33条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

大阪市城東区鳴野西一丁目2番24号ターメリックスクエア601  
設立時代表理事 桑原寛

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人ドリームモンキーズを設立のため、設立時社員桑原寛外2名の定款作成代理人である司法書士法人小川合同事務所(社員 青葉洋明)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年6月10日

設立時社員 大阪市城東区鳴野西一丁目2番24号  
ターメリックスクエア601  
桑原寛

設立時社員 兵庫県加古川市西神吉町岸154番地の1  
グランシティ加古川401号  
水上瑞代

設立時社員 兵庫県姫路市阿保乙327番地4  
ウェルファスト3-103  
藤井壮大

上記設立時社員3名の定款作成代理人

岡山県倉敷市新田2869番地11  
司法書士法人小川合同事務所  
社員 青葉 洋明